



内閣府男女共同参画局では男女共同参画基本法が公布・施行された平成11年6月23日に合わせて、**6月23日から29日までを男女共同参画週間**としています。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためには行政だけでなく、みなさん一人ひとりの取組が必要です。

私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？



市民部 地域振興課
995-1874

家庭では…

男女が共に、仕事と家庭での生活のバランスをとりながら、子育てや介護などに主体的に参画できる生き方

学校では…

子どもたちは、お互いの個性を尊重し、協力し合うとともに、自らの生き方、能力、適性を考え、主体的に進路や職業を選択する能力・態度

多様な生き方が尊重され、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく誰もが主体性と責任感を持って様々な活動に参画し、個性を活かし能力を発揮することができる、暮らしやすい社会を目指して

地域では…

多様な価値観に基づき、地域活動、ボランティアなどの活動やコミュニケーションが充実し、誰もが地域の一員としての暮らしやすさ

職場では…

男女が共に継続して能力を発揮でき、ワーク・ライフ・バランスが実現した働きやすい職場環境が人々と企業活動を活性化させる

また、今から130年前の明治9（1876）年7月30日、浜松県公選民会の代議員選挙があり、当時の浜松県榛原郡横岡村（現在の島田市）に住む女性たちが投票をしました。これが日本で初めて女性が投票をした選挙だといわれています。このことを記念して静岡県では**7月30日**を「男女共同参画の日」としています。